



子育てするならふじえだ！

空き家を活用したい全ての世帯を応援します！

# 空き家活用・流通促進事業

空き家（中古住宅）への移住する際の費用について

最大 **200万円** 補助します！

## ■ 取得事業

 空き家を購入した際に要した費用を補助します。

補助率	2分の1		
補助上限額	市外	子育てファミリー	70万円
		一般世帯	50万円
市内	子育てファミリー	40万円または30万円	
	一般世帯	30万円	

※申請時期  
住民票の異動後

更に、子育てファミリーに該当し三世帯同居・近居に該当する場合、上限額に30万円（上限）を加算します。

## ■ 移転事業

購入した空き家に市外から引越しをした際に要した費用を補助します。

補助率	2分の1
補助上限額	50万円

※申請時期  
住民票の異動後

空き家へ住所を異動する前の直前の住所が藤枝市外の方のみ対象となります。

## ■ 改修事業

購入または賃借した空き家を居住するために、改修（リフォーム）する際の費用を補助します。

補助率	2分の1		
補助上限額	子育てファミリー	50万円	
	一般世帯	30万円	

※申請時期  
改修工事に着手する前  
(既に着手してしまった工事は補助対象になりません。)

### ■ 問合せ先

藤枝市都市建設部住まい戦略課  
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号  
電話 054-631-5750 (直通)  
FAX 054-643-3280  
E-mail sumai@city.fujieda.shizuoka.jp

補助金HP⇒



# 1 用語の解説

## ■ 空き家

藤枝市内にある中古住宅のうち、個人が自己の居住を目的として所有権を有していた一戸建て住宅やマンションの一戸を指します。なお、住宅とは、キッチン、お風呂場、トイレの水回りの3点の全てを備えている建築物を指します。これらを備えていない建築物は、住宅に当たらないため、補助対象となりません。

## ■ 取得事業

空き家を購入した方が、購入した空き家に住所とすること（住民票を異動すること）をいいます。

【補助対象経費】 空き家の購入に要した費用

不動産売買契約書に記載された売買契約額を指します。

## ■ 移転事業

取得事業の対象となった空き家に、藤枝市外の住所から移動することをいいます。空き家の直前住所が藤枝市外であった人のみが対象です。

【補助対象経費】 空き家への移動に要した経費

引越運送業者に支払った費用及び空き家への移動の際に使用したレンタカーの借上料を指します。ただし、エアコン等の家電製品の調達に要した費用や、不用品の処分費、レンタカーを使用した際の燃料費はこれに含まれません。

## ■ 改修事業

空き家を購入又は賃借した方が、当該空き家の本体（建築設備を含みます。）を補修や修繕等を行うことをいいます。

【補助対象経費】 空き家の改修に要する経費

空き家の本体を補修や修繕等を行う際に要する費用を指します。ただし、電球などの消耗品の交換や附属家（離れ）に係る改修や、カーポートや垣柵などの空き家本体とは別の構造物に係る改修は補助対象となりません。

## ■ 子育てファミリー

申請日が属する年度の末日時点で満18歳以下の子ども（妊娠中を含みます。）及びその親からなる世帯をいいます。

## ■ 一般世帯

子育てファミリーに該当しない世帯をいいます。

## ■ 三世帯同居・近居加算

同居とは、取得した空き家で申請者本人または配偶者の父または母と同居することを指します。近居とは、取得した空き家と申請者本人または配偶者の父または母の住宅が同一小学校区または直線距離でおおむね1km以内に所在することを指します。子育てファミリーでいずれかに該当する場合、取得事業の補助上限額に上限30万円を加算します。

# 2 補助金額（上限額）等

■ 補助率 補助対象経費の2分の1（全事業共通）

■ 補助上限額

・取得事業 ○市外 ・子育てファミリー 70万円 ・一般世帯 50万円  
○市内 ・子育てファミリー 40万円または30万円※ ・一般世帯 30万円

※令和6年4月1日以降に住所を異動した方に限り、上限額が40万円となります。

・移転事業 50万円

・改修事業 ・子育てファミリー 50万円 ・一般世帯 30万円

# 3 補助金交付申請期間

■ 取得事業・移転事業

売買契約を締結した日から1年以内かつ住民票の異動の後、住民票の異動日から1年を経過した日が属する日が属する月の末日まで

■ 改修事業

売買契約又は賃貸借契約を締結した日から1年以内であって、当該改修工事の着工前（令和7年3月31日までに改修工事を完了すること）

# 4 その他（注意事項等）

・補助対象経費のうち、市の実施する他の補助金の補助対象となっている経費は補助対象に含めることはできません。

・予算の上限に達した場合、年度の途中であっても補助金交付申請の受付を終了することがあります。

・空き家を購入する際に、フラット35の融資を利用する場合、金利の引下げの対象となる場合があります。融資の本契約前にご相談ください。